

イントロダクション

ヨーロッパの文化的に多様な社会では、表現の自由に対する権利と、時として互いに競合するかもしれない、信条、良心や宗教の様な他の権利の調停する必要がある。それは困難な挑戦だ。なぜならこれらの権利は民主主義の核をなすものであるからだ。

欧州人権条約は「全ての人は表現の自由に対する権利を持ち」、それが「公の機関による干渉を受けることなく、かつ国境とかかわりなく、かつ、意見を持つ自由並びに情報及び考えを受け及び伝える自由」を含むことを明言している。しかしながら、この条約はまた、これらの自由の行使に、義務と責任が伴うことを規定し、そして「他の者の信用若しくは権利の保護」のため、この権利に対する何らかの規制が特定の状況で可能になることを制定する。

2008年11月に、欧州議会は欧州人権法廷判例法に従う基準について、全体として、このコンセプトを明確にし、方針作成者、専門家と社会をガイドすることを狙ったヘイトスピーチに対するマニュアルを立ち上げた。著者は人権問題専門家のアン・ウェーバーであり、彼女はこのプロジェクトに対する委員会によって委任された。

質問と答え

1.ヘイトスピーチとは何か？

世界的に合意された定義はない。多くの国々はこのコンセプトを含むような表現を禁じる法律を採択しているが、それは微妙な差異を含んでいる。

1997年、欧州評議会閣僚委員会は「マイノリティや移住者、移民を先祖に持つ人々に対する攻撃的なナショナリズム、エスノセントリズム、差別と敵意不寛容を含む、人種的憎悪、ゼノフォビア、反ユダヤ主義や他の形態の不寛容に基づく憎悪を広め、扇動し、促進かつ正当化する全ての形態の表現を含むこととして理解されるべき」用語と明言したヘイトスピーチに対する勧告を採択した。

判例法において、欧州人権法廷は、正確な定義を採用しないまま、この用語を宗教的不寛容を含む、不寛容に基づく憎悪の拡散や扇動、助長や正当化をする様々な形態の表現に適用してきた。マニュアルはそれを指摘したが、法廷は、同性愛嫌悪スピーチもまたヘイトスピーチとみなされるものに含まれるという、この面を扱っていない。

2. 欧州人権法廷はヘイトスピーチに関する表現の自由に対し何らかの規制をしてきたか？

人権裁判所の判例法によれば、特定の個人やグループに対して侮辱しているようなヘイトスピーチを構成する具体的な表現が、（人権）条約の10条によって保護されないことは疑いがない。そしてそれ故に、政府によって国内法による規制されるであろう。

「ヘイトスピーチ」として見なされるであろう表現の特定は、時として困難である。なぜなら、この種の表現は、憎悪や感情の表現を通じて、必ずしもそれ自体を明らかにしないからである。それはまた、ちょっと見には合理的でおかしなところのないように見える声

明の中に隠されるかもしれない。

3. ヘイトスピーチを防ぎ戦うために欧州評議会が何をしてきたか？

1997年度の閣僚委員会のヘイトスピーチに対する勧告は、この種の表現を非難し、国内規制の為のなんらかの一般的に基準を各国に提供することに狙いを定めた。その文書は、これらの表現が、もしメディアによって広まれば、しばしばより有害になるかもしれないことを、そのほかのものと一緒に指摘した。その声明の発言者の責任と、それを報じたメディアの責任を明確に区別することもまた、各国に推奨する。他の宣言と勧告が後に続いた。

2007年度議会会議勧告は、宗教や他の理由によって、個人やグループに対する憎悪や差別、暴力を掻き立てる声明を犯罪とする必要を指摘した。その会議では、法による民主主義のための欧州委員会（ヴェニス委員会）に、冒瀆的言動、宗教的な性質の侮辱や宗教観憎悪の扇動についてのヨーロッパにおける国内法の報告書を要請した。

ヴェニス委員会は、民主主義において、宗教的グループは、批判が故意で根拠のない侮辱やヘイトスピーチ、治安を乱す扇動、特定の宗教に固執する人々に対する暴力や差別を構成しない限り、他のいかなるグループとも同様に、彼らの活動、教育そして信条に関する公開の声明や議論における批判に寛容でなければならないと結論した。

人種主義と不寛容に反対するヨーロッパ委員会（ECRI）はまた、レイシスト的とみなされる表現を、とりわけ、それが人種や肌の色、言語、宗教、国籍や出身国や民族的出自を根拠として、故意にそして公然と、暴力や憎悪、差別を掻き立てる場合、犯罪とするように推奨している。

[この問題に関する、（コンピューターシステムを介したレイシスト的かつゼノフォビア性の行動の申し立てに関する）2003年度サイバー犯罪条約議定書のような、他の欧州評議会の文書。](#)

4. (人権)裁判所は、表現の自由が制限されるかどうかどのように評価するか？

(人権)法廷は、表現の自由が欧州人権条約によって保障された別の権利と競合するかどうかを評価するために2つの方法をとっている。ほとんどの場合は10条を適用するが17条を適用することもある。そしてそれは、もし、条約によって定めた別の権利の毀損を狙ったものであれば、条約の保護からその表現を除外する。

17条は、全体主義者のグループが条約によって定められた権利を条約自体によって打ち立てられた権利と自由を破壊するような方法で行使することを防ぐことによって、明白に条約を下支えしている民主的価値のシステムの維持を狙っている。この条文は(人権)法廷によって、人種的憎悪の人種的メッセージを伝えたり国家社会主義を擁護したり、ホロコーストを否定したりする声明に対して適用されてきた。例えば(人権)法廷は、同時に人道に対する犯罪の否定とユダヤ人に対する憎悪の扇動であることを考慮して、表現の自由が、ホロコーストの否定の拡散を防ぐために制限されるかもしれないと述べた。

もしある表現が17条による条約の保護から全く排除されないなら、(人権)法廷は、表現の自由について国によって課された制限が、以下の多くの要求を満たすかどうかを調査するだろう。

- 言論の自由に対するその規制は、国内法で予見されたものだった。
- これらの制限に対する根拠は、第10条で述べられた合法的な狙いの一つである。
- それらは、民主社会の中で、10条の下に言及された一つ以上のものを達成するために必要である。

(人権)法廷は、表現の自由に対する規制は、それらが「社会の緊急の要請」に応じるものあり使われる手段が追及される合法的な狙いに釣り合うものある場合に限り受け入れられると規定している。しかしながら、それが、国家の権威者たちがこれを行うための特定の「評価の余地」を持っていることを明言しており、そしてそれは、一つのタイプのケースと他のケースでは異なるだろうし、どのような事件においても(人権)法廷によって監督されるだろう。とはいえ、(人権)法廷はまた、10条が、好ましく受け取られたり害がないとかどうでもよいことだと見なされる「情報」や「考え」に対してだけでなく、国家や地域を傷つけたり衝撃を与えたりかき乱したりする者に対しても適用されると考えている。

全ての言論の自由に対する規制は、国際社会の文脈に照らして、(人権)法廷によって検査されるだろう。決定的な要因がないので、許されるものとそうでない者の間のどこに線引きをするか、多くの要素がそれぞれのケースで共に考慮される必要がある。

5. (人権)法廷は全てのケースにおいてどんな要素を考慮すべきか？

マニュアルによれば、(人権)法廷は以下の要素を考慮する。

- その言論の自由が制限された者の目的
- 表現の内容
- 文脈、例えば声明を発した者はジャーナリストであるか政治家であるかのどちらかであるか。
- 意見や表現の標的とされた人のプロフィール。
- その表現の潜在的影響力と宣伝力、例えば、その声明が広く配布される新聞でなされたか、それともポエムでなされたか
- 規制の性質と重大性

6. 表現がヘイトスピーチを構成して規制されるかもしれないかどうかを決定する鍵となる基準は何か？

(人権)法廷が表現の自由の制限が受け入れられるかどうかを決定するために使う基本的な基準は、声明の発信者の当初の狙いである。これはおそらく決定が難しく、そしてそれが、なぜ(人権)法廷が声明が発せられた文脈を非常に重く見る理由である。

(人権)法廷が調査する鍵となる問題は、声明の発信者が意図的にレイシスト的だったり不寛容だったりする考えをヘイトスピーチの使用を通じて広めたのか、それとも一般的な関心の問題について住民に知らせようとしていたのかどうかである。この問いに対する答え

は、表現が、たとえ衝撃的だったり不快なものであっても、民主主義社会において許容されるべきではない、そして17条の力によって条約の保護から除外されるものから、10条によってどの表現が守られるかを決定することを認めるべきである。

7. ヘイトスピーチを広めた人々のプロフィールは(人権)法廷の基準に影響を与えるか？

一般的に言って、(人権)法廷は、受け入れられる批評の限度は、対象が政治家である時は、それが私的な個人である場合よりも広がる。後者と異なり、前者は必然的かつ故意に彼の全ての世界と行為の調査をジャーナリストと大衆により監視されるように彼自身をさらし、その結果として、より大きな寛容さの程度を示さねばならない。

ヘイトスピーチに関しては、(人権)法廷は、政治家に対してより厳格であり、彼らの特別な寛容をおおることに貢献する言葉を使わない責任を主張するものである。メディアに関して、マニュアルは2つの状況を区別している。つまり、ジャーナリストが声明の発信者であり、その声明が受け入れがたい場合。そして、他者によってなされた声明を伝える仲介者であるだけであり彼ら自身がそれらをしったり支持したりしたわけではない場合。

(人権)法廷は、メディアが民主主義社会の中で演じる重要な役割により、メディアの自由に対する規制の可能性があるとき、厳格である。とりわけ、「他者の評判の保護」に対して、プレスが定められた境界を逸脱してはいけなと同様、それでも、他の分野の公共の利益についてのもと同じように政治問題について情報と思想を伝えることがその義務であることをそれは強調する。プレスがそのような情報や思想を伝える仕事を持つだけでなく、大衆にもまた、それらを受け取る権利があるのだ。

8. 他の宗教に対する攻撃に関する規制を(人権)法廷はどう扱ってきたか？

(人権)法廷が打ち立てたポジションは、自分の宗教を明らかにする自由を行使することを選ぶ人が、宗教的多数派のメンバーとしてそうするか、少数派としてそうするかに関わらず、全ての批判から免れるようには合理的に期待出来ないというものだ。彼らは、他の人々によって彼らの宗教的信条を否定され、あまつさえかれれの進行に対し敵対的な教義のプロパガンダすら受け入れて寛大に取り扱わなければならない。

しかしながら、攻撃が不快であったり信者によって神聖であると考えられている問題に関係するかもしれない場合においては、(人権)法廷はその判例法において国家に対し、(法によって定められ、合法的な狙いを追求し、民主主義社会において必要である)10条の要請を満たすよう規定した表現の自由に対する規制を採択する可能性を認識する。この意味で、法廷は他者の宗教感覚が条約の10条で言及される「他者の権利」であることを理解する。(人権)法廷はそのような攻撃が発生したときに国家に対して広い評価の余地に賛成を示してきた。しかしながらこの余地は、チェックされておらず、法廷の監督対象である。

判決のほとんどで、この話題について(人権)法廷は、関係する国々による言論の自由の制限が他の権利を保護するために必要だったと考えて、10条の侵害がないと裁定してきた。他のケースでは、表現の自由の侵害があったと裁定し、「衝撃的」だったり「不快」であるかもしれない何らかの表現は以下のような状況においても、可能な限り規制されるべきではないと認めた。

- それらは不必要に不快ではなかった。
- 侮辱的な調子は直接に特定の信者たちを標的にしていなかった。
- その表現は、信者に対しても神聖なシンボルに対しても侮辱していなかった。
- 彼らは信者たちの宗教を表明し実践する権利を攻撃しなかったし、信者の進行を中傷しなかった。
- 特に、彼らは軽蔑や憎悪や暴力を掻き立てなかった。

Contact

Jaime Rodríguez, Press Officer
Tel. +33 (0) 689 99 50 42
Email: jaime.rodriquez@coe.int

Updated: November 2008

欧州人権条約

第一〇条 (表現の自由)

1 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による干渉を受けることなく、かつ国境とかかわりなく、かつ、意見を持つ自由並びに情報及び考えを受け及び伝えるテレビ又は映画の諸企業を許可制を要求することを妨げるものではない。

2 1の自由の行使については、義務及び責任を伴い、法律によって定められた手続き、条件、制限又は刑罰であって、国の安全、領土の保全若しくは公共の安全のため、無秩序若しくは道徳の保護のため、他の者の信用若しくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、又は、司法機関の権威及び公平さを維持するため民主的社會において必要なものを課することができる。

第一七条 (権利の乱用の禁止)

この条約のいかなる規定も、国、集団又は個人がこの条約において認められる権利及び自由を破壊し若しくはこの条約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味することができない。